

ります。いわば私は厚生行政の末端は、大きく分けてみれば社会保険出張所と福祉事務所と保健所との、この三本の足によって推進をせられるものだと考えます。社会保険出張所というものは、これは健康保険問題あるいは医療保障の問題、国民皆保険の論議というものはなばなくとも、非常に強化される状態が出て参りました。福祉事務所もまた日本におけるポスター・ライン層の増加や生活保護対象者の増加のために、これも拡充強化されて参りました。三本の足の一つである保健所のみが現在取り残されておるといふ状態でございます。簡単にその実施体制の状態を見ると、その実施の体制がきわめて脆弱であるという点は、今古川委員からのお述べになられたように、きわめて貧弱な状態を最近続けております。従つてこれをある程度整備し、人的にも物的にも強化することは特に必要です。最近における行政管理局の報告を見ましても、全国の保健所の保健婦や看護婦や医師等の充足率は、平均六一%という貧弱な状態でございます。しかも保健所の中で、全国九カ所の保健所に至つては専任医師もいないあるいは百二十四カ所の保健所は一人の医師しかないという状態です。これはまさに地方財政の赤字というものが一切保健所に集中的に寄せられておる姿を示しておるものであらうと思つて、またこれを東京都のように財政豊かな状態のところをとつてみても、東京は人口八百万ありますが、十万人に一カ所の保健所が必要だというのが大体の基準でございますから、八百万で約八十カ所

かわらず、現在五十一カ所程度しかございせん。たとえ浜松市のような人口三十九万の日本の中程度の代表的な都市においてさえも、わずかに一カ所しか保健所がないという状態です。今後ますますこういう保健所の必要な段階のときに、富裕県である東京やあるいは浜松のようなところにおいて、も、そういう状態であるということ、これは看過することのできない重大事だと思つて、なお東京における食品衛生関係の状態を見ましても、一人が受け持つ件数は三千件程度だといわれておるのでございますが、現在わずかに百六十人しかおりません。三千件を一人が受け持つとしても、そういう基準から考えると、三百三十五人必要とするのですが、百六十人、すなわち半分程度しかいないというみじめな状態でございます。特にこういう状態の中で、重要な結核予防対策を取り上げていこうというところは、とうてい不可能です。こういうところにも日本の結核対策の不振を来たす大きな原因があるといわなければならぬと思つて、こういうように一、二の点を見て参りましても、実施体制というものがきわめて脆弱であつて、第一線の公衆衛生を保持する機関としての機能を欠いておるといふ断定ができるのでございます。

第二の、特にこの動議に賛成しなればならぬ点は、非常に保健所の予算が細分化され、その配分が不合理であるという点でございます。二十六年ないし七年以来保健所の予算というものは伸び悩みでございます。たとえば二十九年度の保健所の費用は十九億余り、三十年度は十七億余り、三十一年度は十九億余り、三十二年度は二十一億。三十二年度は三十一年度に比べて二億程度増加をいたしておりますが、これは物価の騰貴、人件費の増加等が主たるものであつて、実質の保健所の運営というものが飛躍的に増加をするという姿で、そういう方向に向つて予算が増加をされたものでないという、こういう点がございます。しかもその十九億ないし二十一億程度の予算がどういう形で保健所に行くかということをしさいに検討してみますと、まず厚生省の各局課からそれぞれの系統を追つて県や市の各部課に参ります。それから今度は細分化されて保健所に参ります。従つて業務別に保健所に参ります予算というものは、一切が縦割りにされております。はなはだしい状態は、予算科目が非常に多くなつた、その予算科目の中の金額を見ますと、一千万以下という金額がある。その千円の予算金額が一度に保健所に与えられるのではなく、その千円の金があつた細分化されて保健所に与えられ、こういう状態です。これでは事務がきわめて複雑となり、精算事務も複雑化して、ここに行政監察機関や会計検査院からその会計の不合理を指摘せられるという、こういう醜態も出てくるのでございます。このように予算の細分化、配分の不合理というものは、保健所の予算の運営についても、今後われわれはやはり考えなければならぬ点があると思つて、

さらに第三に、この決議に賛成をして、急速に保健所の整備をやつてもらわなければならぬ点は、非常に業務が過剰になつておるといふ点でございます。保健所業務に關係のある法令をここに一つ一つ読み上げる煩を避けませんが、五十八関係法令があるようでございせん。五十八の關係法令をきわめて系統的に、きわめて円滑に運営をしていくためには、わずかに六%の人的整備の状態では、とうていやっていくことができません。従つてこういう多くの法律を運営しておるばかりでなくして、いわば公衆衛生局關係の仕事ばかりでなくて、各局にまたがる仕事をやつておる。そういう一切のしわがこの保健所に寄せられておる、こういう状態でございます。従つてこういう点から考へて、急速に人的、物的機構を整備して、そして第一線の公衆衛生機関としての機能を發揮せしめることが何よりも緊急の要務だらうと思つて、病気が発生をして、それに莫大な予算をつぎ込んで、予防面に多くの予算をつぎ込んで、予防面に多くの予算をもち込んで、有効に国民の税金を使う方向だと思つて、そういう方向においてぜひこれは古川委員の動議に賛成をして、政府がこれの実現に誠意をもちて当ることを要望して賛成の討論をいたします。

○八田委員 保健所の拡充強化に関する件の動議に關しまして、一、三当局に質問をいたしたいと思つて、まず第一点は、最近地方では衛生部の縮小統合が行われておりました、すでに十七県から十八県では民生所管部と合併している状態でございます。これにつきまして關係者の間では衛生行政の後退現象として問題を重視しておりますが、これに対しては厚生当局、特に公衆衛生局長のお考えを端的にお述べ願ひたいと思つて、

○山口(正)政府委員 御指摘のように、最近地方財政の關係もございまして、現在地方自治法において百万以上の人口を有する県においては、標準として衛生部を設置するという一応の基準ができておるにもかかわらず、ただいま御指摘のように、十七、八県、最近ではまた二、三ふえましたので、現在二十県ばかりになつておりますが、衛生部と民生部、あるいはない場合は労働部と一緒にして機構の改革をしていこうというところがあるのでございます。これはただいま御指摘のように衛生行政を伸ばしていくという立場からは、いろいろな面が考えなければなりませんけれども、機構の確立ということ、これは欠くことのできない事柄だと思つて、このことに衛生行政というものが技術行政として特殊な面をたくさん包含しております關係から、そこを主宰いたします職員等の關係もありまして、どうしても独立をして運営していかなければならぬと思つて、ごさいせん。にもかかわりませず、地方自治の關係から地方財政の困窮ということを理由にして、ただいま申し上げましたような、あるいは御指摘のありましたような事態が起つておりますことは、私どもとして非常に遺憾に存じているわけでございせん。私どもはこれは単に、ただいま公衆衛生局長というお言葉でございせん、厚生省全体として地方の行政機構の中における衛生部の確立ということにつきましては、これは地方自治の面もございせんけれども、大臣、次官を初めとして、全省こそつて機会あるごとに地方の知事あるいはそのほか

の方々にその点を主張しておるわけ
でございます。自治庁ともその線に沿っ
ていろいろ折衝いたしておるわけで
ございまして、事情が許せばできるだけ
早い機会に衛生部の独立を実現して
もらいたい、そういうふうな考えて
おるわけでございます。

○八田委員 次いで、時間がありませんから簡単に進めて参りますが、給与法の改訂によりまして地方公務員の給与改訂も行われて参ります。その際に保健所の所長を行政職として待遇するか、あるいは医療職として待遇するか、こういう問題がございまして。また保健所所員としての医師、これを医療職としてやっていくか。この点につきまして、もちろんこれは地方自治の問題ですから、いろいろ及ぼす影響も考えなければならぬですが、厚生当局としては保健所所長の身分待遇についてのどのような考えを持っているか、またどのような考えを持っているか、正しい姿であるとお考えになるか、その点を伺いたい。

○山口(正)政府委員 御指摘の点は、国家公務員の給与体系がきまっております。それに準じて地方でやはり地方公務員の給与体系が形づくられると思うのでございます。その際に、果して国家公務員と同じような職種の分け方をいたしますかどうかについては、必ずしもそうでもないというようにも聞いておるわけでございます。その際に、かりに国家公務員と同じような体系に分けられました場合に、保健所職員を医療職にするのがいいか行政職にするのがいいか、特に保健所の医師についてどう考えるかという御意見でございますが、これにつきましては、先

般の衛生部長会議におきましても、医療職にせよしてほしいというような希望も相当強く出ております。私どももただいまここで行政職にするのがいいか医療職にするのがいいかという点をはつきりまだ断定をいたしかねる状態でございますが、地方の公務員の給与体系の分け方を見て、地方の声も聞きながら、最も妥当な線を主張して、自治庁、大蔵省と折衝したいと思っております。なお、待遇の問題につきましては、先般公衆衛生就学資金貸与法案を御審議願いました際には政務次官からお答え申し上げましたように、保健所職員がどの程度まで進み得るか。たとえば国家公務員で申しますれば、一等級、二等級、三等級というように区別がございまして、衛生行政に携わります、あるいは公的の医療機関などに勤務いたします者が進み得ますものとペランスをとって、できるだけ高い地位に進み得るように今後しなければならぬと思っております。これは体系がはつきりきまらず前年からすでに自治庁、大蔵省と折衝いたしているわけ

でございます。その点は本日の御決議にもございまして、保健所勤務職員の待遇改善をはかるということについては、十分御趣旨を尊重して折衝して参りたいと存じます。

○八田委員 それから保健所は現在衛生関係の許認可事務と指導取締り、それに国にいくと両面の業務を担当しているわけでありまして、これら業務の關係法律、条例などは数多くありまして、これらについてはそれぞれ罰則がつけられておりますが、これらのほとんどが軽量な罰則になっておるために、悪質な違反者を告発してはな

かなか起訴されない、ここにいろいろな問題を含んでいると思うのであります。公衆衛生関係の法律が施行されましても、違反者を告発しても起訴されないような、いわば違反者をほったらかしておるような状態では、保健所職員もまた公衆衛生の充実発展の大きなガソンともなると考えられておる。そこで、このような法律は、先ほど滝井委員も触れておりましたが、保健所関係の一般法律は五十八くらいあるのです。これらの法律につきましても違反件数あるいは告発件数を中央機関である厚生省で集計しておられるかどうか、この点をお伺いしたいと思

○山口(正)政府委員 ただいま御指摘の罰則を伴います法律について告発件数あるいは違反件数を厚生省で集計しているかどうかというお尋ねでございますが、これは保健所の事務を所管しておりますところで一括して集計しているということでは、それぞれの業務、たとえば食品衛生なら食品衛生の所管の主管課におきまして食品衛生関係の違反事件が一年にどれくらいあったか、それに対してどういうふうな措置がとられたかということを集計いたしております。地方から報告をとっております。保健所関係は全部まとめて幾らになるかというようにすることは、それをまとめて御報告できると思っております。

とか環境衛生関係の法律の悪質な違反件数というものは減ってきておるわけでありまして。ところが狂犬病予防法とか、へい獣処理場法、伝染病予防法、性病予防法など、主として個人を対象とした法律の違反というものは非常に多いのですが、いずれも罰則が比較的低いのです。ですから、そのほとんどが告発されていない状態でございます。これは局長も狂犬病予防法に沿って告発した件数というものは東京管内で幾らで、それが一体どのような状態になつておるかという点は御存じのところと思っております。この点については触れませんが、全国的に見て参りますと、個人を対象とした法律違反というものは罰則が非常に低いです。今度営業関係の法律としまして、旅館業法は今までの五千元以下の罰金が三万円以下の罰金に直つて参りました。またあるいは宿泊者の宿帳の記入を偽つた場合の拘留、科料、これはそのままでございますが、宿帳に不正があつた場合千円の罰金が五千元、こういうふうに改正されて参りました。これを興行場法とか、公衆浴場法、理容師美容師法、クリーニング業法、あるいはと畜場法、へい獣処理場法等の法律、それから優生保護法、營養改善法、伝染病予防法、予防接種法、性病予防法、狂犬病予防法、こういうものについてずつと調べてみますと、そのいずれも罰則というものは非常に低いです。もちろん営業関係法律違反者の場合には、改善命令を出すとか、あるいは営業禁止、停止命令を出すとか、あるいは閉鎖命令など、こういった法律によつて大体のことは取り締まることができ

ますが、それでも徹底していない場合が非常に多い。特に個人を対象とした法律違反というものはほとんどその大部分が告発されていない。こういうことでは、保健所の職員も情熱というものはさめて参ります。これらについては全国的なデータをおまとめになればこれをいかにすべきかということはおわかりになると思つておる。この点について相当御検討されまして、改むべきものは早く改められることが必要であらうと思つておる。

それからもう一つは、地方庁やあるいは保健所ではこういう不平を訴えておる。法的解釈について伺いを厚生省に出しても回答をもらつたことのない。かえつて法制局へ出した方が、時間がかかるが、必ず回答してくれ。それに法律自体が年々不備になつてくるので、この点厚生省で十分研究して、そうして改正すべき点はどこを改正して、その点を保健所職員の情熱をささないような取扱いをしてくれ、こういうことを言つておるわけ

です。というのは、簡単に言いますと、保健所あたりのいろいろな法的解釈について伺いを出した場合に、厚生省の方ではなかなか返答してくれない、こういうことが多いというのであります。から、この点について十分に注意されまして、かりそめにもこういうような不満があると、公衆衛生行政の指導の第一線機関の情熱をさますことになり

ますから、この点について十分な御注意をお願ひしたい。

○山口(正)政府委員 第一点の罰則の問題でございます。これは法律の最後の手段として罰則がございまして、最初から罰則を振りかざすという行き方をしない方が保健所の運営としては当

然であると思つておる。この点については、先般公衆衛生就学資金貸与法案を御審議願いました際には政務次官からお答え申し上げましたように、保健所職員がどの程度まで進み得るか。たとえば国家公務員で申しますれば、一等級、二等級、三等級というように区別がございまして、衛生行政に携わります、あるいは公的の医療機関などに勤務いたします者が進み得ますものとペランスをとって、できるだけ高い地位に進み得るように今後しなければならぬと思っております。これは体系がはつきりきまらず前年からすでに自治庁、大蔵省と折衝いたしているわけ

でございます。その点は本日の御決議にもございまして、保健所勤務職員の待遇改善をはかるということについては、十分御趣旨を尊重して折衝して参りたいと存じます。

○八田委員 全国的なデータが大体作成されておる、ただ個々の保健所までについてはまだ十分な集計が終つておらない、こういうお答えでございますが、それらを通じまして、食品衛生

関係の許認可事務と指導取締り、それに国にいくと両面の業務を担当しているわけでありまして、これら業務の關係法律、条例などは数多くありまして、これらについてはそれぞれ罰則がつけられておりますが、これらのほとんどが軽量な罰則になっておるために、悪質な違反者を告発してはな

技術的並びに財政的な援助を与えることが必要と考えられます。

地域社会の規模における住民の自主的な組織活動をその自主性を阻害することのない配慮のもとに、国としても積極的に育成助長することは、今後のわが国の公衆衛生の健全な発展と明朗な地域社会の実現のために、ぜひとも必要と考えられるのでありまして、これが本法律案を提出いたしました理由でございます。

次に本法律案のおもな内容について申し上げます。まず第一に、この法律の対象となる地区衛生組織は、市町村の住民の全部または一部が共同して蚊、ハエ、ネズミ等の駆除その他地方における公衆衛生の向上及び増進に資するための事業を行う目的で自主的に組織する団体とし、地区衛生組織を組織したときは、その代表者は厚生省令の定めるところにより、規約を市町村長に届け出ることとし、二以上の地区衛生組織は、連合会を組織して会員の指導及び連絡に資することができることとしたのであります。

第二に、市町村長は、当該更員に地区衛生組織の行う事業活動を指導させることができることとし、また市町村は、地区衛生組織に対し、蚊、ハエ、ネズミ等の駆除用の薬品もしくは器具を配布し、またはその事業に要する費用の一部を補助することができることとしたのであります。

第三に、国は市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、市町村がこれら薬品もしくは器具の配布または補助に要する費用の一部を補助することができることとしたのであります。

以上が本法律案の趣旨並びに内容の概略でございますが、何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○植村委員長代理 以上で説明は終了しました。

○植村委員長代理 次に食品衛生法の一部を改正する法律案及び自然公園法案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。まず自然公園法案についての質疑に入ります。八田貞義君。

○八田委員 この自然公園法案の提案理由を拝見いたしました。自然保護ということが大きく取り上げられておりますが、当然自然保護ということが大切な面であることは申すまでもないのであります。文明というものは技術を通じて、人類の生活目的に役立つように生活環境を改善し、そうして自然環境を破壊して参ります。こうして世界各国の人文景観というものは拡張され、自然景観というものは年々縮小され、消滅していく傾向にございませぬ。国土の開発ということと調和のとれた方法で行われるならばいいのであります。ある特殊な目的を追求するあまり、他の一切を犠牲にし、時として開発がかえって人類の福祉を阻害する場面も見られております。もし国土が単なる生産とか居住とか交通だけの目的に充たされるのでは、国民の生きがいのある文化生活は営まれないことになって参ります。わかり切ったようなことではあります。現在われわれの国土は、そうした文化生活の場を無視して一方的に開発されている感じがございませぬ。文化生活といつて

も、都会的な享楽面の施設はかなり尊重されておられますが、自然に親しむリクリエーション施設というものは、すこぶる開却されておられます。ここに国土の自然景観を保存しようとするところの大きな意義があるわけでありませぬ。

ところでこの自然保護の対象としたしましては、一定の区域を画して総合的な自然保護区域の設定というところが、一番重要であろうと考えられます。その中でも特に緊要なのは、国立公園内に設定される特別保護地区の問題でございまして、わが国においては土地所有関係や産業開発関係から、全区域にわたって、欧米の国立公園のように絶対自然保護区域の認定はできておりませぬ。地域性を採用して自然保護の上にかかげんが加えられておられるような状態にあるわけにございませぬ。ところで特別保護地区というものは、広く設定するように努めていかなければならぬのであります。わが国の今日の国立公園における特別保護地区の設定はどのような状態になっておるか。この参考資料の中を拝見いたしました。十分私にはつかめなないのであります。一体この特別保護地区の設定という面について、現在どのような状態に置かれておるか、また将来どのようにしてこの地区の拡張をやつていられるのか、御見解を伺いたい。

○川嶋政府委員 御指摘の通り、特別保護地区は、国立公園の中の特別地域の中でも、さらに自然を厳正に保護しようという目的を持った地区でございませぬ。この地区の設定に当りましては、その設定によって、この法案にあらますように、公用制限を強く受けま

すので、さような制限の目的を達成するような場所が、この設定の一つの眼目になっておられます。もちろん、非常に重要な景観を維持するための場所になければならませぬので、そういう場所は、その面においても制限されるのであります。現況は、さようなわけ合いできわめて狭い区域を選ばれております。

将来のお尋ねでございませぬが、国立公園につきましても、今後新しく設定するということも、現在の方針として考えられておられませんので、現状の特別保護地区を守っていくという形にならざるを得ないと思っております。固定公園については、現在なお審議中のものもございませぬので、さような地区の設定の問題が出て参りますが、これは国立と比べてましても、その地区の取り方が非常に少いだろう、こういうふうに考えております。

○八田委員 特別保護地区の問題で、国立公園なんかを見ますと、まだ未設定の国立公園が相当あるわけです。私は、哺乳動物などの自然状態というよいうなことから考えますと、動物群落の保護というものは、やはり特別保護地区の設定がなければ、これはどうして徹底しないと思つたのです。大体哺乳動物は、少くとも一萬ヘクタールを必要とするのだというところでございませぬ。現在の特別保護地区を守つていくんだというような消極的なお考えでなく、将来国立公園には、特別保護地区を、面積に対して一〇％くらいは設けるのだというよきな、強い御意思を發表されても、私は国立公園の自然保護という見地からして当然であろうと考えられるのです。この点につきま

して、相当気を大きくされてきて、この問題の解決に当られるようにお願いしたいと思つたのであります。

それからもう一つは、わが国は気候とか地形、地質、生物などにつきましても、世界にも珍しいほどの変化に富んでおりました。景観要素が多種多様であるばかりでなく、その密度が大きい、代表的な景観の数はずこぶる多いので、国土全体から見ても、自然保護区域の配置につきましても、慎重な検討を要すると思つたのであります。この点につきましても、全国にわたって自然保護区域の設定について調査する必要があると思つた。このことについて現在厚生当局において計画をお持ちになつておられるかどうか、この点お話し願いたい。

○川嶋政府委員 先ほどの私からの御答弁は、少し不足があつたように思いますが、国立公園の中で、先ほど特別保護地区を、現在ほとんど設定しているというお話をいたしました。これは、実は内部的にはきまっております。これは、実は内部的にはきまっております。形式的には決定してないものでありまして、そういうのが、ここに載つておるのでございませぬ。私はそれも含めて既定のようにならしてはなはだ失礼いたしました。

方は、「都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、国定公園に關する公園事業の一部を執行することが出来る。」こうなつておる。それからその次の三項は、「国及び公共団体以外の者は、あとほみな同じなです。すね。そうするとただ二項と三項と、国が入るか入らぬかの違いであらう。な同じなです。どうしてこういう書き方をしなければならぬのか。

○川嶋政府委員 御説明申し上げます。国定公園に關する公園事業の執行者は、第一項にありますように都道府県が執行する、これが建前でございます。都道府県以外の公共団体と申しますのは市町村あるいは森林組合その他がございまして、こういう公共団体は知事の承認というものを受けて、当該公園事業の一部を執行する。次に国及び公共団体以外の者と申しますと、会社の私企業などがあります。交通会社その他、こういう会社がやる場合は、国の行政機構の建前からやるわけでございますが、知事の認可を受けて公園事業の一部を執行する、こういうふうに分けておるわけでございます。

○滝井委員 わかりました。次に、自然公園審議会の委員、これは三十七人という端数のある数が出ておるのですが、何かこれは前からずっと、国立公園等のときにこういうしきりでもあつて、こういう多い数でできておるのですか。

で、いろいろな専門家を入れておりますから多くなつておるわけでございますが、そういう学識経験者のほかに、関係各省の代表者も約三分の一入つております。

○滝井委員 委員の任命を見ますと、審議会の委員及び臨時委員は関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命することになつております。関係行政機関が三分の一入るとすれば、残りの人たちは学識経験者になるのですが、これはどういふことを基準にしてお出しになるのでしょうか。おそれるそのごまかい、ことは政令で書くことになるのだらうと思つてますが、どういふ基準でこういう委員をお出しになるのですか。

○川嶋政府委員 これは端的に申しますと、植物学の専門家あるいは動物学の専門家、あるいは地理、地質、造園であるとか、土木、建築方面の専門家、こういう学識経験者になつております。

○滝井委員 わかりました。各界各層から均分に出る、こういうことよろうでございます。大体わかりました。

次に、今度できます自然公園法のほかに、都市計画法に基いて地方公共団体が噴水を作つたり、緑地帯を作つたりする都市公園法、そういう法律があるわけですね。それからこの予算書を見ると、新宿御苑等の国民公園というのがある。この自然公園法と国民公園法というの係は一体どういふことなるのかということなんです。

○川嶋政府委員 都市公園法というのは、これは都市計画で造成された公園、緑地であるとか、あるいは都市計画上の公園、緑地を管理する法案でございます。

ざいします。自然公園法というのは、自然の風景地をそのままの形で公園化して、國民の利用に供するといふものでございまして。従つてこの両者は公園体系から全く別な体系に属するといふことと法案が区別されておるわけでございます。なお国民公園の方は、現在皇居外苑と新宿御苑と京都の御所外苑、この三つがこれに該当するわけでございます。これはいづれも都市の中の人工的な公園でございますので、範疇といたしましては都市公園に入るわけでございます。ただこれは歴史的なものは由緒を特に考慮されて、現在厚生省令で管理されているものでござい

○滝井委員 そうしますと、国民公園の京都御所と新宿御苑と皇居外苑、この三つは都市公園法で管理されるのですか。そうじゃないわけでしょう。

○川嶋政府委員 都市公園法というのは、これは地方の果または市町村等の公共団体が設置する公園だけを管理する法案でございます。国民公園は国が直接管理している、従つて都市公園法の適用はもちろん受けないわけでございます。

くわけですが、何か法律上の裏づけがあるわけですか。

○川嶋政府委員 これは現在厚生省令で管理をしておるわけでございますが、その基礎としましては、一般的には国有財産法による管理でございます。この法によつて管理するわけでございます。

○滝井委員 私は今四自然公園法と銘打つてお出しになつたのですから、従つてやはり公園という名前がついておるわけなんです。なるほど京都の御所や皇居外苑といふものは自然的な要素もありませんけれども、人工的な要素も相当ある、従つてこれは自然公園の範疇には入らないかもしれないけれども、やはり自然公園法の中に一括して入れて運営をした方が国有財産といふ形よりも自然じゃないかという感じがするのですが、今度の法律の改正で、同じ国立公園等の整備費という予算の項目の中に入れておるものが、今度は国有財産法で規制されていくというのちよつとおかしい感じがするのですが、何か自然公園の中に入れて悪いような理由でもあつたのですか。

とがあるのですか。受益者負担ということはおわかりですが、原因者負担ということをおぼろげと具体的に説明を願いたいと思います。

○川嶋政府委員 具体的な例というところですが、道路をあげてみたかと思ひます。道路が実は自然公園の中では公園計画上の重要な要素でございます。それが道路法の適用を受ける道路である場合には、そちらの道路法の方で整備をし、運用することになっております。そこでそういう両者の関係があるから、たとえ道路法の道路を整備すべきその場所の延長に、自然公園の方の道路を整備するという場合に、その一部を負担してもらい、負担させる、こういったような例をあげてみたいと思ひます。

○清井委員 時間がきましたからこれでやめます。

○植村委員長代理 中山マサ君。○中山(マ)委員 この自然公園法の第一章の総則の目的のところの最後に「教化に資することを目的とする。」と書いてございます。この「教化」というのはどういふふうにお考えになつてこれをお書きになつたのか。

○川嶋政府委員 「教化」という言葉は、私もこの法案を審議する際にインスピレーションという言葉でときどき言ったのでありますが、そういう言葉を漢字に置きかえて考えていただきたいと思ひます。

○中山(マ)委員 インスピレーションと教化は全然違うと思ひます。インスピレーションというのは、霊界の、何と申しますか、一つの精神に受ける靈感という言葉でありまして、教化でしたらエデュケーション、エジュコと

申しますか、これはラテン語がギリク語から始まつておりまして、エというのにはフロムということであつて、ジュコというのは導くということであつて、導き出す、すなわち教化であつて、エデュケーションとインスピレーションというのは全然ものが違います。インスピレーションというのは少し宗教的においを持つていられるのでありまして、これはだぶ違ふと思ひます。そういう意味で、この「教化」ということをお書きになりましたならば、国民にどういふインスピレーションをお与えになるおつもりですか。

○中垣政府委員 中山先生にお答えいたします。この目的の箇条の「教化」といふのは、たとえ自然の非常によい景勝もしくはまた天然自然の植物、動物、そういうものにたとえれば青年等が触れますために、ほんとうの清純な、清らかなものを感じとる、そういったようなことのために、人間が浄化されると申しますか、非常に美しいような気持になる、そういうことになつて、それがやほり大へん役立つであらう、こういうふうにお考えまして、「教化」という文字が使われたと私は考えます。

○中山(マ)委員 それならば、公園部長さんいらつしやいますが、インスピレーションという言葉はやめていただきたいと思ひます。これはその自然との接触によつて受ける、人間というものが大自然の中でいかに小さいものであるかという考え、それで大

○中山(マ)委員 私はいつしやいますから、お尋ねしておきたいと思ひます。私はいつしやいますから、お尋ねしておきたいと思ひます。私はいつしやいますから、お尋ねしておきたいと思ひます。

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

ました。はるか向うに日光の山も見えておるところに参つたのでございませうが、そこはりつばななる意味では公園ともいわれるところでありませう。あれはゴールデン・ウィークの間でござい

であります。自分のものを大切にすることが、国のものを大切にすることが、この感覚、この考え方はいろいろな方面に現われてこなければならぬと思ひます。ごさいませう。国の税金ならざるでただ使ひでもする。あるいは健康保険法にも私はある意味でこれは現われてきておると思ひます。だからこういう根本的な問題は、もつと厚生省が責任を持つて、ほんとうに国民を教化していただきたいといふことを強くここに希望するものでございませう。公衆衛生局長さん及び政務次官は、この法律を通して、この教化の意味の徹底を期されようとお考えになっておるか。これは文部省関係がもしもせんが、この法律はここで通るのですから、ここで開いておく必要があると思ひます。

○山口(正)政府委員 自然公園法は私の所管でございませうが、ただいま中山先生から公衆衛生局長も考えを言えといふ御指名がございましたので、教化という文字の説明はほかの方にやつていただいた方がいいと思ひます。が……。

ただいま御指摘のような、つまり公共のもの愛するといふようなことをこの法律を通じて植えつけたらどうかというお話でございませうが、この法律と直接間接に関係がございませうが、私も所管いたしております公衆衛生活動という仕事も、やはり社会集団の組織活動を通じていろいろな仕事をやつていくのが公衆衛生活動でございませうので、そういう意味から申しますと、やはりただいま中山先生御指摘のような考え方をもちていろいろな仕事をやつていかなければならぬ。それ

の一つの現われといたしましてはしばしば御指摘を受けました、きょうも先ほど加藤先生から提案理由の御説明がありまして、その環境がどこであるかという環境を作るということも、やはりその一つの現われではないかといふふうにお考えを願ひます。私も公衆衛生の仕事も所管いたしております立場から、ただいま御指摘のような点は、その環境がどこであるかという点も、そういう考えで仕事を進めていくといふふうにお考えを願ひます。

○中山(マ)委員 今公衆衛生局長がおっしゃいましたようにそんな紙切れとかそんなものを散らすということに伴ひまして、それは結局お弁当を包んでいったものをそこらに散らして帰るのでございませうから、その食品の残りがそこにあつて、それからは必然的にさつきの加藤先生の御提案の問題とも関連して、環境衛生というものはやはり公衆衛生の一環でありますところから、そういう意味で、そういうふうなハエや蚊の出で参りますその原因をなくさなければならぬ。蚊とハエが出てきてからそれを殺し回つても私はおそいと思ひます。その原因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

因をまず除去していくことが根本の対策ではないかと思ひますので、私の管轄でございませうといふふうな原

子供のときには教えられておりましたものが、今日ではそういう国の人たちの方が一歩先にいってしまつたというような格好になっておりますから、まゝでカメさんとウサギさんの競争のように、こつちが早く衛生思想を発達させておると思つておるときに、カメ的であつたという人が先にいってしまつたといふことになつては困つたことになりまふから、ぜひ一段とこの面に力を入れていただきたい。一つ先生のお考えになつておる広報活動の面を通じての政治的の活動をお願いいたしておきます。

○中垣政府委員 中山先生にお答えいたします。先ほど来いろいろ御指摘いただきましてまことに同感でございます。特に自分のうちや庭はりつぱにしますけれども、公共的な施設とかそういうものに対しては日本人というものはどうも倫理観念が低い、こういうお言葉に対しては全く同感でございます。

そこで、先ほど少し言い足りなかつたと思ひますので、今あらためてはつきりしておかなければならぬと思ひますが、この法律の目的の教化といふのは、たとえば各種鉱脈の露出とかあるいは地質学上参考となる断層等があるとか、そういうものは非常に貴重な教材でもあります。また天然の非常に美しい風景に触れるということも、動物や植物が棲息しておる、それもやはり一つの教材としての教化に役立つと思ひます。

それから先生が御指摘下さいましたようにこれらのものをきれいに保護する、美しい公園を国民が愛するといつたような観念は私どもの広報活動を通じてこれをもう少し高めたい。そして学校の旅行者あるいはまた公園等の施設を利用される利用者にといたしましては、御指摘のようなさういふ心がけを高揚するように努力して参りたいと思ひます。

○植村委員長代理 次に食品衛生法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。滝井義高君。

○滝井委員 食品衛生法の一部を改正する法律案について、二点だけお尋ねします。こまかい内容上の問題は、いづれ機会をあらためてお尋ねするとして、まず第一にここの一、二年の中毒患者の状態を見てみますと、非常に食品関係の中毒患者が多いようでございませぬ。これは食品衛生法で規定をされた以外のあめとか菓子とか魚肉の加工、飲み物等が非常にまたたくさん出回つて重要な大衆生活の健康を阻害する、こういうことが原因のようでございます。先年森永のミルク事件は高まつて参りました、この法律を見ましても改正の第二点として食品衛生管理者を設けることになつておるようでございます。問題は食品衛生管理者と厚生省の出先機関である保健所にある食品衛生監視員との関係は、何か有機的な連絡でもとつてやつておるのかどうか、これを一つ実態を簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○山口(正)政府委員 御指摘の点は、今回のこの法改正によりまして食品衛生管理者というものを規定いたしましたので、法的にそういうものを特殊な業種

のものに設置せしめようということでございます。現在までのところ食品衛生管理者とはつきり銘打つてのものに設置してございませぬので、その間に有機的にどうしようというふうな過去の実績というものはないのでございませぬ。しかしながら本法を可決していただきますとこれが施行されるということになりまふならば、その間に当然食品衛生管理者は自主的に業者が自分でございようものを設置して食品衛生上の管理をいろいろやつていく、それ以外から法的な立場、行政庁立場から食品衛生監視員が監視して行くわけでございます。そこはただいま御指摘のございましたように有機的に十分連絡させて運用の実を上げていきたいというふうな考へておられます。

○滝井委員 過去において、たとえば添加物の製造工場や乳製品の製造工場とか営業所には法律上の銘打つた食品衛生管理者というものはなかつたにしても、今度新しく法律で食品衛生管理者の資格を持ち得るものがあつて食品衛生管理をやつておつたはずだと思つたのです。そういうものと食品衛生監視員との有機的な連絡が行われておつたのかどうかということを実は質問したかつたわけでございます。

○山口(正)政府委員 御質問の点を私誤解をいたしまして恐縮でございます。従来特に有機的に申しますか規定を設けてどうしようというふうなことはいたしておりませぬでした。しかしながら食品衛生監視員が現場に監視に参ります際には当然そういう方面の責任者、今度の食品衛生管理者になるような人と連絡をとり、またそれからいろいろ

の報告を聞いてやつておつたわけでございます。特に法的にどうしようというふうなことはございませぬ。

○滝井委員 森永ミルク事件が起りました、ああいう大きな製造所あるいは工場というふうなものにはあやまちを犯せばすぐに改善ができると思つたのです。問題は家内工業あるいは問題を起さなかつた乳製品以外のところなんです。この法律が実施された後のこういうものの管理あるいは衛生上の指導というものはどういう工合になるのか。

○山口(正)政府委員 今回の食品衛生管理者を置かせようといひます業種は乳製品その他特殊なところでございませぬ。それでその指定になります特殊な業種につきましては、小さいところにおいては先ほど御注意がございましたように食品衛生監視員とそれから設置されます食品衛生管理者、それが特例によつて小さい隣接いたしておりました場合には、二、三工場全部の場合もありませんが、それと連絡をとつてやらせなければならぬと思ひます。それ以外の食品衛生管理者を置かないというふうなところに対しましては、必要ならどうしてもそういうものを置かなければならぬというふうなことが起つてくる業種については新しく業種を追加していかなければならぬと存じます。それ以外のところにおいてはやはり食品衛生監視員が参りまして指導するといふ以外には現在のところないわけでございます。しかしこちらから監視に参りましたときだけでは食品衛生監視員の数とそれから施設の数から考へてなかなかむずかしいといふふうにも考へられますので、そういう

際にはやはり業態ごとに保健所等に集めていろいろな教育をする必要がある、そういうふうな考へるわけでございます。

○滝井委員 問題はやはり小規模の工場や食品関係の事業場ですね。あるいは乳製品以外の食品を作つてるところの食品衛生管理者というものが、置ける姿があればいいんだがなかなかこれは置けないと思つたのです。その具体的な証拠は食品衛生監視員が現在多分千五百人ぐらいたつたと記憶している。これはさいせんも古川さんの保健所の強化の決議もあつたように、特に食品衛生監視員というものは不足している。こういうことから考へると、あなた方は食品衛生監視員を森永事件以来強化しなければならぬといふことは痛切に感じておられるようでございます。今年度の予算の措置でそういうものを具体的に大蔵省に要求でもしたのですか、それとも今年度の予算で具体的にそういうものが現われる点があればお示しをお願いしたいと思います。

○山口(正)政府委員 たいだいま御質問の食品衛生監視員につきましては、三十二年度の予算におきまして、特に森永事件などにかんがみまして、全国的にその製品が影響を及ぼすというふうな製造工場につきましては、国が直接全額費用を出して監視できるような態勢にしたいといふことを考へまして、そういう予算を省議会で決定して要求したのでございませぬが、残念ながらそれが実現できなかったわけでございます。しかし今後やはり全額国庫の食品衛生監視員あるいはまた今回の法律改正で参議院でも御修正になりましたように、現在地方交付税に計上されて

おりまする食品衛生監視員に要します費用を補助金に引き上げるといふようなことをして、さらに食品衛生監視員の数的な強化についても考えていきたい、そういうふうな考えております。

○滝井委員 三十二年度に全国的な影響のある業態について全額国の費用を出して監視するような方法をとりたいということであったが、全額削除をされてしまったということ。参議院の修正の第四点を見ると、食品衛生に關する費用の国庫負担に關する規定を削除しないこと、こういうことになつておるようでございます。古川さんもさいぜん申しておりましたが、食品衛生監視員の費用というものは交付税で入ったお金は一般財源になつてこれは食品衛生監視員なんかは回つてこない、こういうことになればせつかく食品衛生法の改正をやつたけれども、実際は今までと変わらないということになりそうなんです。こういう法律を作るからには当然画竜点睛を欠かないように来年度において十分予算上の処置も精じ得、かつ人的配置もできるだけの御自信があるのかどうか、これは一つ政務次官から御答弁を願いたい。

○中垣政府委員 滝井さんにお答えいたします。ただいまの御要望、御指摘の問題につきましては、衛生監視員に限らず保健所職員の待遇改善等とも関係があるのであります。従来単独で補助対象でなかつた、交付税の中に含まれておつたものを三十二年度におきましてはぜひともこれを交付税から単独補助の方に切りかえますように自治庁や大蔵省等にも交渉いたしまして、三十二年度から必ず実現いたすように努力をいたしたいと考えております。

○滝井委員 ぜひそうしていただきたいと思つたのです。最近有害食品といふものがちまたに非常にはんらんをしておる。暮らしの手帳とかいふような大衆的な雑誌が有力なデパートその他の食品や売つておるお菓子類を調査した統計を見たことがあるのですが、それによると、非常に多くの商品がまずその表に書いておられます量だけの品物が入つていないといふようなことも書いておるわけですが、これは単に食品の質もありませんが、同時に量の問題もあつて、最近には有害な食品がはんらんするとも量が少ないものもはんらんしておるといふことを書いておつたのを讀んだことを記憶しておる。こういうようなことはやはり食品の材料や製造工程あるいは販売方法にわたつて国家的な監視の制度というものが整つていないといふことも一つの原因じゃないかと思つたのです。同時にまたそれらの関係業者の衛生思想や良心的な問題に歸着すると私は思つたのです。こういう点については公衆衛生当局も相当力を注がなければならぬと思つたのです。先日も無着色運動といふところがあるので、どういふことかと思つたところが、何かソーセージに非常に色をつけて売つておるといふことなんですか。それは色をつけても有害じゃないんだからというので色をつけておる。それから週刊朝日の前のやつをちょっと今讀んでみただけですが、ビフテキの肉に硼砂をかける、黒くなった古いビフテキの肉がぱつと新鮮な赤みを帯びた色になつてくるそうです。そうしますと、そのビフテキの古くなった肉の表と裏に硼砂

を加えると非常に新鮮な色になる。それに今度はゴマをかけて……(笑)そして今はやりの包み紙、セロハンで包んでおるのです。これが非常によく売れるわけですね。硼砂をかける、今度は焼いたときに肉が非常にやわらかくなって、大きくふくれるのだそうです。今ゴマをかけてごまかすということですが、そうではなくて、ゴマをかけるのと味がよくなる。こういうことで引っぱりだこで売れるということでは許されてない。こういうことを週刊朝日で書いておるのです。着色のことははならぬけれども、焼いたあとには非常にいい色になるらしいので、無着色運動の一つになると思つたのですが、お菓子その他を見ると、非常に濃厚な原色をもつて着色するのが非常に多いのです。森永事件のときには厚生省も非常に周章をうばつておいでになりましたが、最近またおつとり落ちつきが出ておるようです。すみやかに、こういう有害食品がはんらんしないように、国家的な制度を確立していただく、同時にまた伝染病がやつてくる時期が参りましたので、食品衛生の監視員等も整備しなければならぬと思つたのです。ことしの予算は、この前大蔵省の小熊君から聞いたところによると、七〇%くらいしか組んでいない。そうすると、全部しても七割しか充足できないことになるので、こういふ点にはやはり問題だと思つたのです。そこで、いつも私が申し上げますように、厚生行政の中で一番おおくおられるのは、一番大事な山口公衆衛生局長の部門なんです。これは山口公衆衛生局長

の責任重大だと思つたのです。さいぜん私が保健所の決議で申しましたように、保険局関係や社会局関係といふものは相当伸びておる。ところが、あなたの方だけは、端的にその保健所が示しているように、きわめてしり細りななりつつある。これではやはりいけないと思つたのです。そこで、今度の国会では、あなたの方の關係が非常に多うございました。これはやはり国民的な反省、あるいは国会の中にも、公衆衛生を強化しなければならぬという良識が芽ばえ始めたと思つたのです。そういう意味で、二十六国会はあなたの公衆衛生局にとっては歴史的な国会でなくちゃならぬと思つたのです。その歴史的な国会をほんとうに歴史的な国会たらしめるために、あなたは非常に努力してらわなければならぬ。私はきょうこれで終わりますが、大みそかですから長くやりたくないけれども、一つ政務次官とあなたに、この二十六国会をほんとうに歴史的なものたらしめるだけの政治力を、今度は私は負わしておきたいと思つたのです。来たるべき臨時国会が通常国会には、その成果が三十二年の予算にどういふ具合になつて表われるかを見守りたいと思つた。まず一つその決意だけを聞かしていただいで、私の質問を終わりたいと思つた。

○山口(正)政府委員 公衆衛生局長の責任重大であるといふふうにおしかりを受けました。私そのことについてはあとで申し上げなければならぬと思つたのですが、その前に、先ほど御指摘になりました、硼砂でいろいろ加工する、そして新鮮なものに見せるといふようなことも行われているといふことでございますが、まことにそれは遺憾

なことでございます。現在のところ硼砂を使うといふことは食品衛生法上許されていないのでありますが、それが見のがされておつたといふことは、そういう点を所管しております者としてまことに申しわけないと思つた。今回の法改正につきましても、従来は加工ということだけでございまして、特に製造過程まで入つていろいろ添加物について規制を加えるといふことになりましたので、そういう点、この法が改正されましたら、私どもその線に沿つて十分注意してやつて参りたいと思つております。

そこで先ほど御注意いただきました公衆衛生行政全般の問題でございますが、特に第二十六国会におきましては公衆衛生局関係の幾多の法律を御審議いただきましたわけでございます。これら、数に申ししても五指をこえる数でございますが、それらのものを実施して参るのにつきましても、従来だけの法律なりあるいは行政事務をやつて参りますのにと、保健所の現在の手薄な關係でいろいろ御指摘を受けているわけでございます。さらにこの負わされました務めを果して、公衆衛生という仕事の責任を果して参りますためには、普通ではどういふか切れない、決意が必要だと思つたのでございまして、私どもとしましては従来いろいろ努力して参りましたが、それが十分に実現されなかつたのでございまして、保健所の整備なりあるいは食品衛生あるいは環境衛生その他のいろいろな監視員の問題が多々ございまして、それらの点の拡充といふことにつきましましては私全力をもつて今後努力して参りたい。その決意をこころは

なことをして、現在のところ硼砂を使うといふことは食品衛生法上許されていないのでありますが、それが見のがされておつたといふことは、そういう点を所管しております者としてまことに申しわけないと思つた。今回の法改正につきましても、従来は加工ということだけでございまして、特に製造過程まで入つていろいろ添加物について規制を加えるといふことになりましたので、そういう点、この法が改正されましたら、私どもその線に沿つて十分注意してやつて参りたいと思つております。

討を行なつて、そして不適当なものを取り消すがあるいは食品使用上に制限を加えるべきだ、こう考へるのですが、いかがでしょう。

○山口(正)政府委員 添加物に対する特別な注意を払わなければならないではないかという御意見、従来許しておつたものでもこの際再検討しなければならぬではないかという御意見、ごもつともた存じます。いろいろ時代も變つて参りますし、また学問の様子も變つて参りますので、そういう点は十分考慮してやつていかなければならないと存じます、今回の法律の改正の中にもございませうに、添加物につきましては公定書を作成するといふようなことも、それによつて一つはつきりさしていきなさいということだと思つてございませう。公定書ができませんまでの暫定的な措置につきましても、たゞいま御指摘のような点、ズルチンなども含めまして十分検討いたして参りたいと存じております。

○八田委員 それから、最近牛乳または各種乳製品の名称とまぎらわしいような、いかがわしい製品が非常にちまたにはらんしているのですね。例をあげてみまするとヤクトとか、あるいはヨーグルト——ヨーグルトじゃない、ヨーグルト、それからエールビー、あるいはアイスクリームなんかも出ています。こういうものは、いわゆる乳製品でもないし、また医薬品でもない、乳飲料でもない。そしてどの法律にもひつかからないのですね。盲点を利用してこういつたいいかがわしいものはらんしているわけですね。これらについて一体今後どうされていくつもりか。許可営業とされる

つものりか、あるいははつきりと食品衛生法に照らしてこれを押えてしまふか、一体どうされるお考えか、一つお聞きしたい。

○山口(正)政府委員 たゞいま御指摘の各種の乳酸菌飲料、そのもとになりますヨーグルトなどは発酵飲料として食品衛生の立場からいろいろ規制が加えられておりますが、それを希釈して販売したしておられます、たゞいま御指摘になりましたヤクトとかヨーグルトンというようなのは、現在何ら規制が加えられておりません。従つていろいろ問題になるようなものが市販に出ていることも承知いたしております。これは食品衛生上非常に重要視しなければならぬ問題であるといふふうに私も考へておりますので、たゞいま御指摘になりましたような問題につきましましては、食品衛生法の第二十條の許可営業の中に今度は政令を改正して入れて、そして施設基準なりいろいろな規格を定めて規制して参りたい、そういうふうな考へております。

○八田委員 今度許可営業としてやつていくのだというふうなお答でございませうが、私はこの内容そのものについて栄養品とも考へられないのです。こんなものを許可営業とされて、国民の保健の上にとだけだけのプラスになるかという疑問を持つものであります。實際私もこういつたヤクトとか、ヨーグルトンとか、エールビーとかいうものについて乳酸菌の生菌数を計算いたして見たことがあります。国会に出る前にこういつたものの検査をやつたところが乳酸菌などはほとんどないのです。しかもこれは原液が製造元から地方に行つて薄められていく、その

薄められる液そのものが、単に井戸水なんかでやつてるところがたゞさんある。こういうことによつて、また栄養学上からいつても内容としては全く疑問を持つようなものなんです、これを許可営業とされるならば、そういう面についても十分に規格といふものをお作りになつておやりになることが必要であると思つて、もちろん許可営業としてお認めになるというお考えですから、十分その点の御配慮はあると思つて、この点について、自分の経験、試験検査の成績から考へてみて、今のままではともいひか

がわしいものである、こういつた言葉でもつて表現しなければならぬといふ内容しか持つていないといふことを申し述べて御参考にして欲しいと思つて、それからもう一つ、毎日新聞の三月十四日の都内版に「乳業界にテトラ旋風」という見出しでもつて報道されておりますが、これをみますと、「テトラ牛乳は、容器が完全に殺菌してあるので衛生的だし、日光をささざるのでビタミンを破壊しない、また価格が一円安」といふ消費者のプラスのほか、生産者にとつては費用のかさむ洗ビン器がいらぬし、ビン割れもなく、そのうえ重さもビン詰めの半分(ビン詰め百二十匁、テトラ五十二匁)で輸送費も安いという利点がある。いまのところテトラパック社が特許権を持つていて、一台に付き技術提携料三百万円、四半期ごとに使用料八万八千円、年間三十五万二千円を支払い、さらに出荷量について一個当たり一円八十七銭を納めなければならぬ協同乳業では、紙容器の国産化をはかるため、新たに

日本ラミネート工業会社を設立、七月から本格的な生産に乗り出し、遅くも九月からは一円値下げを断行して、十二円テトラ牛乳にする、とハナ息は荒い。同社では容器国産化ができれば家庭配給も始めたいといつており、秋ごろには十四円——十五円のビン詰め牛乳にかわつて十三円のテトラ牛乳が都民のお台所へお目見得することになる。これについて農林省でも、テトラはずでドイツ、イギリス、スウェーデンなど欧州各国やアメリカ、シンガポール、ホンコンなど東洋各地で採用しており、間もなくテトラはビン詰めにとつてかわるだろうと明るい見通しをたてている、こういう報道があるのですが、私はこのテトラパックといふもの——これは次官も多分ごらんになつておられると思つて、四面体にした理由は、最大量を最小の容器によつて入れていこうという考へからです。何も衛生的な考へから四面体にしたのではない。ただ経済的な理由から四面体にしたのですが、これがポリエチレンでもつてコーティングしてあるのです。ところがこのフェースト・シールをするときに、切断面はコーティングされておられませんから、牛乳がその面に残つてくるのです。私はやはりあとで、牛乳が漏れるというふうなことが起つてきはせぬかと思つて、今まで乳の衛生の面から絶対に禁止されておつた条項なんです。ところが今日テトラ牛乳というものが店頭販売を許されておる。配達料がないから一円安いのです。ところが販売されておる状態を見ますと、冷蔵庫の設備がないところで売られているようなところもある。中の状態がわかりませんから、腐敗変敗することは十分に考へられると思つて、しかも新聞ではテトラといふ容器は完全に殺菌されているといふのですが、これらの点についても私は疑問を持つて、事実私はこれを自分の教室員に検査してみた、これは殺菌されておられません。そういうものが完全に殺菌されておることになつておる。こういう点についても問題があります。一体この市乳の店頭販売といふことは、これは厚生行政あるいは乳の衛生の面から禁止しておつた条項なんです。これをどうして許されたか、これを一つお知らせ願ひたい。

○山口(正)政府委員 牛乳、市乳の容器は現在省令によりまして着色してない透明なガラスびんでなければならぬといふのが根本原則になつております。しかしながら都道府県知事が許可した場合にはその例外が設けられるわけでございます。御指摘のテトラパックはその都道府県知事の特別な許可によつて用いられているわけでございます、私も従来いろいろ調査いたしまして、私ども従来いろいろ調査いたしまして聞かされておりますところでは、たゞいま八田先生から御自分で調べていふような御指摘がございましたが、このテトラパックはやはりびんと同様に取り扱つて差しつかえないのではないかと、いふような考へを持つて、地方でもそれを許可しておつたわけでございますが、たゞいま御指摘の点については今後十分注意して参りたいと存じております。そこで市乳の店頭販売を禁止するといふよりも、むしろ市乳の保存温度の問題に関係してくるのでは

る。中の状態がわかりませんから、腐敗変敗することは十分に考へられると思つて、しかも新聞ではテトラといふ容器は完全に殺菌されているといふのですが、これらの点についても私は疑問を持つて、事実私はこれを自分の教室員に検査してみた、これは殺菌されておられません。そういうものが完全に殺菌されておることになつておる。こういう点についても問題があります。一体この市乳の店頭販売といふことは、これは厚生行政あるいは乳の衛生の面から禁止しておつた条項なんです。これをどうして許されたか、これを一つお知らせ願ひたい。

○山口(正)政府委員 牛乳、市乳の容器は現在省令によりまして着色してない透明なガラスびんでなければならぬといふのが根本原則になつております。しかしながら都道府県知事が許可した場合にはその例外が設けられるわけでございます。御指摘のテトラパックはその都道府県知事の特別な許可によつて用いられているわけでございます、私も従来いろいろ調査いたしまして、私ども従来いろいろ調査いたしまして聞かされておりますところでは、たゞいま八田先生から御自分で調べていふような御指摘がございましたが、このテトラパックはやはりびんと同様に取り扱つて差しつかえないのではないかと、いふような考へを持つて、地方でもそれを許可しておつたわけでございますが、たゞいま御指摘の点については今後十分注意して参りたいと存じております。そこで市乳の店頭販売を禁止するといふよりも、むしろ市乳の保存温度の問題に関係してくるのでは

る。中の状態がわかりませんから、腐敗変敗することは十分に考へられると思つて、しかも新聞ではテトラといふ容器は完全に殺菌されているといふのですが、これらの点についても私は疑問を持つて、事実私はこれを自分の教室員に検査してみた、これは殺菌されておられません。そういうものが完全に殺菌されておることになつておる。こういう点についても問題があります。一体この市乳の店頭販売といふことは、これは厚生行政あるいは乳の衛生の面から禁止しておつた条項なんです。これをどうして許されたか、これを一つお知らせ願ひたい。

る。中の状態がわかりませんから、腐敗変敗することは十分に考へられると思つて、しかも新聞ではテトラといふ容器は完全に殺菌されているといふのですが、これらの点についても私は疑問を持つて、事実私はこれを自分の教室員に検査してみた、これは殺菌されておられません。そういうものが完全に殺菌されておることになつておる。こういう点についても問題があります。一体この市乳の店頭販売といふことは、これは厚生行政あるいは乳の衛生の面から禁止しておつた条項なんです。これをどうして許されたか、これを一つお知らせ願ひたい。

る。中の状態がわかりませんから、腐敗変敗することは十分に考へられると思つて、しかも新聞ではテトラといふ容器は完全に殺菌されているといふのですが、これらの点についても私は疑問を持つて、事実私はこれを自分の教室員に検査してみた、これは殺菌されておられません。そういうものが完全に殺菌されておることになつておる。こういう点についても問題があります。一体この市乳の店頭販売といふことは、これは厚生行政あるいは乳の衛生の面から禁止しておつた条項なんです。これをどうして許されたか、これを一つお知らせ願ひたい。

る。中の状態がわかりませんから、腐敗変敗することは十分に考へられると思つて、しかも新聞ではテトラといふ容器は完全に殺菌されているといふのですが、これらの点についても私は疑問を持つて、事実私はこれを自分の教室員に検査してみた、これは殺菌されておられません。そういうものが完全に殺菌されておることになつておる。こういう点についても問題があります。一体この市乳の店頭販売といふことは、これは厚生行政あるいは乳の衛生の面から禁止しておつた条項なんです。これをどうして許されたか、これを一つお知らせ願ひたい。

ないかというふうな考えるわけでござい
ます。十度以下に低温殺菌なりある
いは高温殺菌なりどちらでも——普通
低温殺菌が原則でございますが、殺菌
いたしましたのを一時間以内に十度以
下に保存するというところでございま
す。それが行われぬような日本の現
状におきましては、店頭販売というこ
とはだめであるというのが私どもの考
えでございます。もしそれが外国のよ
うに冷蔵庫がほとんど普及してありま
して保存されるということになれば、
これは牛乳の普及の上からあえてとめ
なくともいいのじゃないかというふう
に、これは御意見があるかもしれませ
んが、そういうふうな考えておりま
す。けれども日本の現状においてはた
だいまのような不完全な施設における
店頭販売は一応とめていかなければ
ならないというふうな考えておりま
す。

○八田委員 局長から割合に大胆な御
答弁があつたのですが、紙の容器でも
いいのだということになれば、着色び
んでも許してもいいということになる
のですよ。そして冷蔵庫の備えさえあ
れば着色びんで店頭売りをやってもい
い、こういうことになるのです。しか
もまた今都道府県でもって許可したの
だというふうな御答弁があつたのです
が、これはやはり厚生省が最後の元締
めをやっているわけですので、この点
は非常に問題としなければならぬと思
うのです。特に紙の容器を利用された
というのは、かつて進駐軍の特需用と
して、カールトンの容器を用いてプ
ルー・シールのミルクを許したことが
ある。それから経過規定というのです
か、そういうことでお許しになつたか

もしれませんが。これは私非常に問題が
あると思うのです。それまでは日本で
合成樹脂などで作った容器を盛んに使
わしてくれ、こういつておつたので
す。ところがそれを全然押えておつ
て、今度はスチーデンからきたテトラ
パックというものはいいんだからと
いつてばつと許すということでは日本
国内の業者を圧迫しはせぬかと私は思
う。特にこれは先ほど申し上げました
ように使用料とか特許料とか技術提携
料等も払つていかなければならない、
こういうところが問題だと思つたので
す。今全日本の国内生産業者を圧迫し
ておいて、そうしてテトラパックとい
うような容器を作つて、紙代もみな
あつちにいづつてしまふのです。安くし
た利潤は全部外国に吸い上げられると
いうようなことは、今日の日本の乳業
を發展させる施策ではない。経済的に
見てもそうなんだ。さらにまた衛生的
に見てもこれはいかがわしい。こう
いつたことについて、店頭売りの冷蔵
庫の備えさえあればいいんだというこ
とになつてくると、今までせつかくき
めておつた無色の透明なびんというこ
とは、もうどうでもいゝということに
なつてくる。こういう点について、や
はり私は十分にお考え願ひたいと思つ
たのです。テトラパックという問題につ
いては、あまりにも新聞あたりで大き
さに書いておる。こういつたことにつ
いても十分に食品衛生法の誇大な広告
に入つておる。しかもまた無菌だとい
うようなことを標榜して、そうして宣
伝しておる。局長も御承知のように日
本の牛乳というものは細菌率が多い。
ですからこんなものに入れたらもう危
険なことが起つてきますよ。外国でし

たならば牛乳の中に細菌が少い、やら
れてもいいのです。しかし日本のよう
に非常に原乳そのものがよごれてお
る、それを一般の殺菌法によつてやら
れたものをこの中に入れて店頭売りを
許すということは非常に冒険だと思
つたのです。私は牛乳衛生の問題をすつとや
つてきておつたのですから、これを許
されたということは非常に奇異の感に
打たれた。私の学問的良心からこれを
叫んでおる。どうか十分に今後の取締
りについで遺憾のないように御配慮願
ひたいと思つたのです。これについても
新聞を見ると、あちこちで世界各国で
これをやつておるのだというのです。
ところがこれは普及率と実績とは違
うのです。シンガポールあたりで許し
ておると申しますが、シンガポールあ
たりでは市乳は許していません。いわゆる
クリームなんかを入れておる。私はク
リームならばテトラパックを考へても
いいと思つた。しかし市乳をテトラパ
ックで販売するということは非常な間違
いだと思います。しかもその利益が全部外国
にいつてしまふのだということ、私
は非常に問題だと思つた。この点局長は
十分に実態を把握されて対策を立てら
れるように希望いたします。

○植村委員長代理 ほかにも両案につ
いての質疑はございませんか。——ない
ようでございますから、両案について
の質疑は終了したものと認めます。
次に両案を一括して討論に付すので
ありますが、通告がありませんので、
直ちに採決するに御異議ありません
か。

○植村委員長代理 ほかにも両案につ
いての質疑はございませんか。——ない
ようでございますから、両案について
の質疑は終了したものと認めます。
次に両案を一括して討論に付すので
ありますが、通告がありませんので、
直ちに採決するに御異議ありません
か。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

○藤本委員長 此の際一言つしんで
ごあいさつを申し上げます。
本日をもちまして今国会も終るので
ございますが、顧みますると、多くの
重要議案を山積いたし、連日委員諸君
の真摯な御熱意のある御協力を願
ひまして、おかげをもちまして大過な
く会期を終えることになり、また重要
な議案はすべて議了することを得まし
たことは、私の特に喜びにたえないと
ころであります。また委員諸君に対
しましては衷心つしんで御礼を申し上
げる次第であります。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

○植村委員長代理 御異議なしと認
め、そのように決しました。

暫時休憩いたします。

午後一時二十二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

食品衛生法の一部を改正する法律案
(第二十四回国会開法第一二三号、
参議院総務審査) に関する報告書
自然公園法案(内閣提出、参議院送
付) に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月二十二日印刷

昭和三十一年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局